

休泊小いじめ防止基本方針

第 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上喫緊の課題となっている今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

いじめ防止対策推進法施行後の国の基本方針の改正内容と新たに策定された重大事態ガイドラインを受けて、「群馬県いじめ防止基本方針」「平成30年度いじめ問題対策推進事業計画」をふまえつつ、本校におけるいじめ防止対策に関する基本的な方針として「休泊小いじめ防止基本方針」を見直し、これを策定する。

第 2 学校の実態把握

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 学校の実態

(1) 令和5年度学校評価(R5.11月実施)より

- ・お子さんは、友達とよい人間関係を築けており、楽しく学校に通っている
…91.2%(保護者)
- ・学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めている
…84.3%(保護者)

「いじめアンケート」の訴えは、嫌がらせやいじわる、遊び半分のひやかし、からかい等の「暴力を伴わないいじめ」に関する訴えが多く見られる。「悪口を言われた」「たたかれた」等のアンケートによる訴えは、低学年ほど多く見受けられる。高学年になるに従い、訴えは少なくなる傾向にあるが、減少しているということではなく、表出しないことが増えてくると考えられる。そのため、日頃の言動等に注意深く目を向けていく必要がある。また、加害・被害という関係だけでなく、他の児童が「傍観者」となってしまわぬように、学校学級全体でいじめを絶対に許さない雰囲気が形成されるように努めていく必要がある。

第 3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

(1) 各学級担任等は下記の生徒指導の4つの視点を生かした授業づくりに励み、授業を通したよりよい人間関係作りを進めていく。

- 「自己存在感」を与える授業
 - ・発言やがんばり、良さを多面的に評価
 - ・全員が答えられるような発問の工夫等
- 「自己決定」の場を与える授業

- ・自分で考えたり、活動したりする場の設定
- ・一つのことをやりきらせるための時間の保障等
- 「共感的人間関係」を基盤とした授業
 - ・温かい言葉がけ
 - ・子どもたち同士で認め合う場の設定等
- 安全・安心な風土の醸成
 - ・お互いの個性や多様性を認め合う学級
 - ・安心して学校生活が遅れる風土づくり

(2) 教師が児童一人一人に対して、一人の人間として大事に接し、児童自身が大切にされていることを実感できるようにする。そのためには、教師が児童の発言にきちんと耳を傾け、受容的・共感的な態度で接するとともに、良さを認め賞賛するなど一人一人が大切にされる授業を行う。その際児童への対応に偏りはないか、人権を無視したような言葉がけをしていないか等、教師自身の言動にも気をつけていく。

2 児童生徒の友人関係・集団作り、社会性育成などを目的にした取組

- (1) 児童が相互に良さを認め合ったり、励まし合ったりする人間関係を育てるなど学級経営の基盤作りに努める。
- (2) 敬称をつけて児童の名前を呼んだり、丁寧な言葉遣いに留意したりするなど、人間関係の基盤である言語環境を教師が率先して整えていく。(教師が人権モデル)
- (3) 道徳の授業において、徐々に、着実に道徳的実践力養っていくために、思いやり・親切、信頼・友情、公正・公平、寛容などの様々な道徳的価値の自覚を深める指導を計画的に行っていく。また、全ての教育活動において、道徳教育を推進していく。
- (4) 異年齢交流(縦割り活動)を通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づかせたり、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を感じさせたりする。

3 いじめに関する学習の取組

- (1) 学級活動においていじめを題材に取り上げ、児童自身がいじめの未然防止や、解決しなければならないことを具体的に話し合うことで、問題を解決していく実践力、「いじめを許さない」という態度を育てていく。
- (2) 人権集中学習(11月)に全校で取り組み、人権尊重に関わる道徳の授業など発達段階に応じて実施することで、「友達の良さに気づき、仲間を大切にする児童」「身近な生活の中にある差別に気づき、誰に対しても公正・公平にふるまえる思いやりのある児童」を育てる。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- (1) 朝、元気なあいさつをみんな実践することで、児童同士はもとより、児童と教員、児童と地域の人々との心の距離を縮め、親近感や連帯感を感じさせていく。
- (2) 毎年行われる太田特別支援学校との交流会等を通し、お互いを認め合い、思いやりの心をもつことの大切さについて深く考えられるようにする。
- (3) 群馬の子ども「いじめ防止宣言」を受け、いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決め、いじめ防止活動年間計画を作成し、学校全体で統一した取組を進める。

(4) いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

(1) 学校の様子を発信及び情報収集

- ・学校通信、学年通信、ホームページ等を活用して、学校の様子を発信するとともに、日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で協力を訴えていく。
- ・授業参観後の懇談会や教育相談では保護者に対し担任として「いじめ」に対する考えをしっかりと伝える。
- ・保護者や地域の人がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、些細なことでも、自分の子どもが直接関わっていなくても、気になることは学校に連絡をするよう依頼をしておく。
- ・学校評議員（年3回）や主任児童委員との話し合いの場において情報発信するとともに様々な教育活動やいじめ防止に関して意見をいただく。

(2) 関係機関との連携

- ・警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、いじめの未然防止の視点からも連携を図る。相談などを行うべきか否か迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』する。

第4 早期発見の取組

1 いじめの早期発見と認知に向けた取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員全員で認識し、些細な兆候も見逃さないように以下のような積極的な認知に努める。

- (1) 授業中、休み時間や昼休み、放課後など、児童と接する機会に、気になる様子に目を配る。その際は「いじめ発見のためのチェックリスト（学校用）」を活用し小さなサインを見逃さないようにする。（挨拶の声に元気がない、体調不良を訴えることが多い、発言を笑われる、机を離される、一人でいることが多い等）遊びやふざけと思われる行為も気になる行為については指導の上、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録する。
- (2) 学級担任だけでなく、学年の教員、専科の教員、養護教諭など複数の目で児童を見ていき、些細なことでも気になることは情報交換をする。
- (3) 各学級で「こころアンケート」を実施する。学級担任は、児童から訴えがあった場合やアンケートからいじめと疑われる事例が挙げられた場合には、迅速な対応を心がけ、当該児童と話し合って具体的な事実をしっかりと確認するようにする。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。
- (5) 日頃からいじめの根絶をめざし、そのことは人権、命を守る行為であると指導し、自分の心配事だけでなく、他の児童に関することでも情報を伝えてもらえるようにする。
- (6) 教育相談担当は悩み事相談員とも連携し、情報収集を行う。その際には連絡ノートを活用し、内容をすみやかに担任等に報告をする。
- (7) いじめに関することは担任だけでなく、相談しやすい教職員に伝えてよいことや、S

Cへの相談の申し込みの仕方も周知する。特にSCに関しては「SCだより」等を通して保護者への周知を図り、相談申し込みがしやすくなるようにする。

- (8) 関係機関（市町村や警察の相談機関等）の連絡先を、配布物やポスター等でいじめの訴えや相談方法を繰り返し家庭や地域に周知する。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

- (1) いじめやいじめにつながる行為の発見・通報を受けた教職員は、速やかに校長・教頭へ報告、連絡、相談を行う。
- (2) 職員会議、生徒指導教育相談委員会（月1回）、生徒指導教育相談全体会（学期1回）において気になる児童や事案に関し情報交換を行い、全職員で情報を共有し、必要な対応をとれるようにする。また、必要に応じて臨時に生徒指導教育相談委員会を開催する。
- (3) 「こころアンケート」の記述内容、悩み事相談員への相談内容及び指導については5W1Hを記録し、学校全体で共有する。また、次年度へ引き継ぐ資料とする。

3 情報に基づき速やかに対応する取組

- (1) 遊びの中の悪ふざけ等もいじめの萌芽として、速やかに注意・指導を行う。暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先とし、一人で制止できそうにないときは他の教職員の応援を求める。
- (2) 最初に認知した教職員は一人で抱え込まず、必ず、校長、教頭、学年主任、教育相談主任、生徒指導主任等に報告する。
- (3) 学校長の指導のもと、その日の内に、生徒指導主任が生徒指導教育相談委員会を臨時に招集し、情報の整理、対応方針の決定、役割分担の確認を行う。
- (4) 生徒指導教育相談委員会が速やかに被害児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとり、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、被害児童、知らせた児童への安全を確保する。
- (5) 事実確認の結果は、校長が太田市教育委員会に報告する（いじめ一報制）とともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- (6) いじめを犯罪行為として認めるときは、被害児童を徹底して守り抜くという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
- (7) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、『相談』を飛び越えて、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

いじめ情報

(1) 情報を集める

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「生徒指導教育相談委員会」に情報を集める。

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

○「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期発見に努める。

(2) 指導・支援体制を組む

「生徒指導教育相談委員会」で指導・支援体制を組む。

①情報の整理

○いじめの態様、関係者、被害児童、加害児童、周囲の児童の特徴

②対応方針

○緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度の認知

○事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

③役割分担（複数の学年職員→管理職と生徒指導主任→生徒指導教育相談委員会）

○被害児童からの事情聴取と支援担当

○加害児童からの事情聴取と指導担当

○周囲の児童と全体への指導担当

○保護者への対応担当

○関係機関への対応担当

④結果を太田市教育委員会へ報告する。

(3) A 子どもへの指導支援

○被害児童

児童が信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

○加害児童

自らの行為の責任を自覚させ、不満ストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

○傍観者

自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

(3) B 保護者との連携

○つながりのある教職員を中心に即日、関係児童（加害・被害）への家庭訪問等を行い、事実関係を伝えたとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもって解消を判断する。

①少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめの被害者、その保護者への支援

(1) 被害児童への対応

- ①いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方となる。担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ②話したら後で仕返しをされるという不安感を抱かせないように十分配慮し、教師集団が一致協力して必ず守ること、学校はいじめている側を絶対に許さないこと約束する。
- ③発見時にかなりひどいいじめ被害を受けていて一刻を争うような状況の時は、緊急避難的に加害児童から物理的に離し、精神の安定を図る。
- ④自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認める。「君にも原因がある」という指導や「がんばれ」等の安易な励ましはしない。
- ⑤加害児童との今後のつきあい方等、行動の行方を具体的に指導する。
- ⑥自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係作りを支援する。
- ⑦必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家協力を得る。被害児童やその保護者が精神的に不安定になっている場合は、学校が可能な限り寄り添いながら、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧める。
- ⑧学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。また、児童の表面的な変化から解決と判断せず、支援を継続する。

(2) 被害児童の保護者との連携

- ①事実が明らかになった時点で、児童を送り届けながら速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に保護者に伝える。
- ②子ども（被害児童）と保護者の苦しみや思いを受け止めてほしいという願いや、早急に解決してほしいという保護者の心情を受容的に受け止め、解消に向けて学校全体で努力していくという姿勢をはっきりと示す。徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子などについて情報提供を受ける。また、対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

3 加害児童、その保護者への助言

(1) 加害児童への対応

- ①対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ②いじめを行うにいたった心情を把握し、共に考えるという姿勢で、いじめを行った自分の責任や、相手に与えた苦しみや心の痛みに気づかせ、自分が加害児童であることの自覚をもたせる。
- ③いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ④いじめにいたった自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ⑤加害児童の抱える問題などいじめの背景に目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。そのために児童の個人情報の取り扱い等プライバシーに留意して対応していく。

⑥いじめの状況に応じて、加害児童は、心理的な孤立感・疎外感がないような一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による授業などの指導を受けるようにする。

⑦学校は、出席停止や警察との連携による措置も含め常に毅然とした対応をとる。

(2) 加害児童の保護者との連携

①事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。相手の児童の状況も伝えいじめの深刻さを認識してもらう。

②学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。その後、指導の経過と児童の変容の様子などを伝え指導に対する理解を求める。

③事実を認めなかったり、うちの子どもは加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、児童を思う信念を示し、理解を求める。

4 いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

①いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

②周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。はやし立てるという行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。被害児童は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせ、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

③学級活動や道徳の時間を通して、いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。

④いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 関係機関との連携

深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等と連携して対処していく。

第6 いじめ防止対策の組織（生徒指導教育相談委員会）

1 目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、中核となる組織（生徒指導教育相談委員会）を設置する。

2 組織の構成

〈基本的な構成〉

校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談主任・各学年（生徒指導・教育相談担当）
養護教諭

〈事案に応じて参加要請〉

被害・加害児童の担任・当該学年主任

学校医・学校評議員・S C等の地域の方や専門家

3 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- (5) いじめに関する教職員研修、児童向け講習会等啓発を行う役割

4 役割に応じた対応

(1) 校長・教頭

- ・「休泊小いじめ防止基本方針」を提示し、組織の取組が円滑に行われるようリーダーシップを発揮する。取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気の醸成をする。
- ・ホームページを活用して学校の様子やいじめ防止の取組を情報発信する。

(2) 教務主任

- ・生徒指導の機能を生かした授業作りの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

(3) 生徒指導主任

- ・生徒指導教育相談委員会の実施。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。

(4) 教育相談主任

- ・「こころアンケート」の実施、集約、及びその内容の記録をする。
- ・夏期休業中の保護者向けの教育相談の計画、実施をする。
- ・S Cと連携し、面談の調整やS Cからの報告を行う。

(5) 学年（生徒指導・教育相談担当）

- ・いじめに関する学年の状況報告を行う。
- ・「いじめに関する授業」を実施する。
- ・「こころアンケート」の実施、活用、及びその内容の記録をする。
- ・学年・学級通信や、懇談会を活用して家庭への啓発を行う。
- ・いじめに関する学年の状況報告を行う。

(6) 養護教諭

- ・保健室における児童の相談状況などの報告をする。
- ・いじめ問題が生じた場合の保健室の活用について提案をする。

(7) S C

- ・児童・保護者からの相談業務を行う。
- ・被害児童、保護者に対するケア等専門的な立場からの支援・助言を行う。

5 年間計画の策定

※「いじめ対策年間計画」については別表参照

	いじめ防止についての活動		
P	【1学期】 4月当初 1 「休泊小いじめ防止基本方針」「いじめ防止対策年間計画」の確認 ・生徒指導教育相談委員会について ・「こころアンケート」の実施について ・職員研修、S Cとの連携について等		
D	【1～3学期】		
	教職員	児童	保護者
	・児童に関する情報交換 (毎月) ・いじめ問題に関する校内研修 (年3回) ・こころアンケートの活用 (毎月) ・休泊小中学生指導情報交換会 (年1回) ・幼保小連絡協議会 ・学校警察連絡協議会 ・学校評価アンケート (12月)	・学級作り、学級ルール作り・こころアンケート(毎月) ・各行事を通した人間関係作り(林間学校、修学旅行、運動会等) ・人権集中学習(11月) ・学校評価アンケート (7月、12月) ・いじめ防止フォーラム参加 (8月) ・いじめ防止こども会議参加 (1月)	・PTA総会(4月) ・授業参観・懇談会(毎学期) ・夏休み教育相談(7月) ・S C講話(就学時健診) ・学校評価アンケート (7月、12月)
C	【1～3学期】 各行事ごとの反省の集約 【3学期】 年度の反省及び修正箇所の確認(各部会、職員会議など) 「休泊小いじめ防止学校方針」「いじめ対策年間計画」の見直し		
A	【3学期】 1 「休泊小いじめ防止基本方針」「いじめ対策年間計画」の修正 2 いじめ対策校内研修の内容についての計画立案		

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組(未然防止)

(1) 情報モラル教育の推進

- ①情報モラル教育で重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するための的確な判断ができる力を身につけさせることである。
- ②実践あたっては、従来の授業の中に情報モラルの視点をもった学習活動を展開することが必要である。
- ③インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身につけられるよう、各教科などで計画的に取り組んでいく。
 - ・判断力…利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ・自制力…どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力…インターネット上での自分の言動に責任をもつ能力
 - ・想像力…未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

(2) 講習会等の活用

県や市、警察などの実施する講習会等を校内研修や発達段階、実態に合わせて学年・学級での学習に活用していく。

2 早期発見の取組

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
 - ・名誉毀損やプライバシーの侵害などが合った場合、プロバイダに違法な情報発信の停止や削除を求める。
 - ・必要に応じて法務局の協力を求める。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、援助を求める。
- (2) 市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施し早期発見に努める。
- (3) 法務局の相談受付など関係機関の取組についても保護者や児童に周知する。
 - ・ネット上のいじめで、児童が誰にも相談できずに、一人で悩みを抱えてしまうことも考えられる。どこに相談すべきか、教師、児童が把握しておくことが必要である。
- (4) 削除された後もその後の書き込み状況など経過を見る。

3 いじめに対する措置

第5の2に同じ

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評が流れたりする場合があります。迅速かつ適切な方法で、児童や保護者の心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない情報発信、個人のプライバシーに留意する。

また、重大事態発生の場合は速やかに市教育委員会に報告する。

〈重大事態の定義〉

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を負った場合等
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) いじめにより児童が相当な期間（年間30日を目安とする）学校を欠席した場合

- ・30日に達していなくても一定期間連続して欠席している場合は迅速に対処する。

(3) そのほかの事案

児童生徒や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等に当たるものとする。

2 組織としての対応（調査・報告等）

市教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応にあたる。

(1) 学校を調査主体とした場合

①学校の下に重大事態の調査組織を設置する。

- ・組織は生徒指導教育相談委員会を母体とし、いじめを受けた児童・保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たるものとする。

②上記組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・いじめ事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識して調査する。
- ・学校の対応に不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査結果を説明する。
- ・詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」という判断をしないようにする。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する

- ・明らかになった事実関係について、被害児童・保護者の意向を把握し、適時、適切な方法で経過報告、調査結果を伝えていくようにする。
- ・被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、自らの対応を振り返り、検証し、再発防止につなげていけるようにする必要がある。
- ・アンケートは、被害児童や保護者に提供する場合がある。調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明をしておく。

④調査報告を市教育委員会に報告する。

- ・被害児童やその保護者が希望する場合、被害児童及びその保護者の所見をまとめた

文書の提供を受け調査報告に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(2) 市教育委員会が調査主体となる場合

①市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

第 9 附則

1. この方針は、令和 6 年 4 月に改定し、施行する。